

## 東京都公式アプリ決済事業者等募集要項

東京都デジタルサービス局

## 第1 事業目的・概要

東京都（以下「都」という。）は、都民一人ひとりがスマホ一つで行政とつながり、より便利になったという実感を都民に届けることを目指し、「東京都公式アプリ」（以下「東京アプリ」という。）の運用を行っている。

都は、社会的意義のある活動に参加した際など、都独自ポイント（以下「東京ポイント」という。）を東京アプリ上で利用者に付与している。東京アプリ利用者は、付与された東京ポイントを、決済事業者のポイント等と交換することで使用することができる。

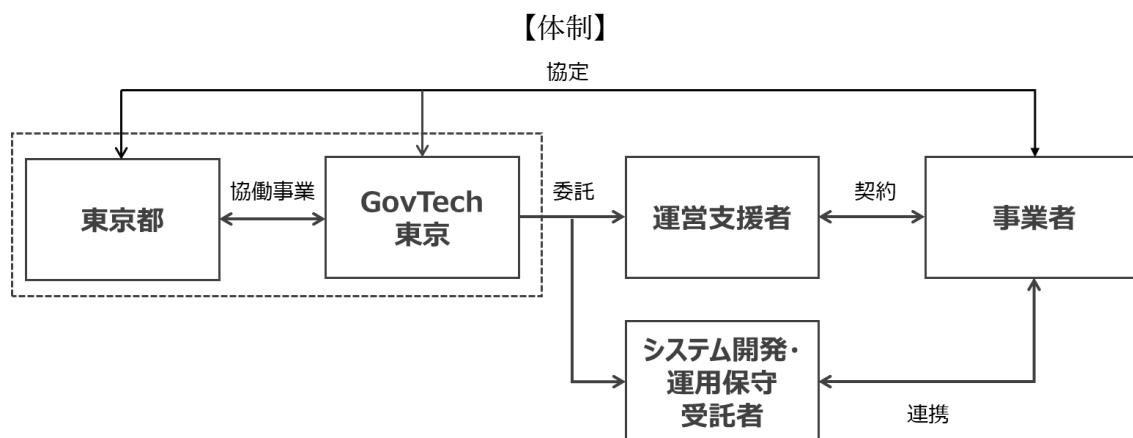
本公募は、東京ポイントを交換する先として、自社でQRコード<sup>1</sup>決済サービス又はポイントサービスを運営し、加盟店管理を行う決済事業者等（以下「事業者」という。）を募集するものである。

<sup>1</sup>QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標である。

## 第2 実施体制

本公募において事業者が選定された後、都及び一般財団法人 GovTech 東京（以下「GovTech 東京」という。）と選定された事業者との間で事業推進に関する協定を速やかに締結する予定である。事業の実施体制は以下のとおりとし、GovTech 東京、GovTech 東京が別途契約する業務運営支援受託者（以下「運営支援者」という。）及びシステム開発・運用保守受託者と適切な連携を図ること。

また、GovTech 東京は、本件業務の円滑な運用のため、別途、支払いやポイント管理等の業務について、運営支援者と契約するため、選定された事業者は、当該運営支援者と別途、契約締結することを想定している。



## 第3 応募者の要件

事業者として応募できる者は、以下に掲げる1から9までの要件を全て満たす者とする。

なお、既に東京ポイントの交換先事業者として選定されている事業者については、本公募の対象外とする。

## 1 運営サービスについて

自社で QR コード決済サービス又はポイントサービスを運営し、加盟店管理を行う事業者であること。ただし、ポイントサービスを運営する事業者の場合、ポイントをデジタル決済サービスで利用する手段を有すること。

なお、ポイントサービスとは、商品・サービスの購入金額や来店回数などに応じて、事業者側が定めた条件の下、顧客にポイントを付与するサービスを意味し、デジタル決済サービスとは、QR コード決済、タッチ決済など、スマートフォンを利用した決済を意味する。

## 2 ポイント交換機能について

自社で運営するサービスが、外部サービスからのリクエストを受信し、外部サービスのポイントを自らのポイント又は残高に交換する機能（以下「ポイント交換機能」という。）を有すること。

## 3 本社が日本国内にあること

## 4 自社で運営するサービス（ポイントサービスの場合は、そのポイントを利用できるデジタル決済サービス）が都内で利用可能であること

## 5 ポイント原資の精算を後払い式で行うこと

## 6 サポート体制

開発や不具合発生時のサポート体制が構築されていること。システム開発担当者ともメール、電話及びチャットで速やかに連絡を取れる体制を整えていること。

## 7 日次でポイント付与データの提供を行うことができること

## 8 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していること

## 9 その他

以下の(1)から(5)までの要件を全て満たしていること。

- (1) 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと。
- (2) 政治活動、選挙運動又は宗教活動を目的とする法人でないこと。
- (3) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、かつ、法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。
- (4) 提出書類提出時に都からの指名停止措置が講じられていないこと。  
また、公的機関（政府及び地方公共団体並びにそれらの関係機関）との契約における違反がないこと。
- (5) 公共の安全及び秩序を脅かすおそれのある行為を行っておらず、将来においても行わないこと。

## 第 4 応募手続

## 1 提出書類

本公募への申込みを希望する事業者は、以下のとおり、必要書類を提出すること。  
なお、各様式の提出方法については、下記2、3及び4を参照すること。

- ・様式1（必須）：「応募申込書」
- ・様式2（必須）：「評価項目に係る回答書」
- ・様式3（任意）：「質問票」

## 2 応募申込書（様式1）

### (1) 提出期間

令和8年1月21日（水）午前10時から1月27日（火）正午まで

### (2) 提出方法

押印済みの様式1「応募申込書」を下記5の受付フォームから提出すること。

## 3 評価項目に係る回答書提出（様式2）

### (1) 提出期間

令和8年1月21日（水）午前10時から2月4日（水）正午まで

### (2) 提出方法

様式2「評価項目に係る回答書」を、下記5の受付フォームから提出すること。

## 4 質問票（様式3）

### (1) 提出期間

令和8年1月21日（水）午前10時から1月27日（火）正午まで

### (2) 提出方法

本公募に関して質問がある場合、様式3「質問票」を、下記5の受付フォームから提出すること。

なお、質問票の内容に疑義が生じた場合は、都から質問者へ問い合わせる場合がある。

### (3) 質問に対する回答

令和8年1月28日（水）までに、全ての応募者にメールにて回答を送付する。

## 5 受付フォーム

各様式を以下の受付フォームから提出すること。

なお、都が指定する受付フォーム以外での応募申込みは受け付けないため、留意すること。

<https://logoform.jp/form/tmgform/1402763>

## 6 提出書類記載事項

以下に掲げる(1)及び(2)並びに「7 評価項目」に掲げる事項を様式2「評価項目に係る回答書」に記載すること。

記載された内容に基づいて、事業者が保有するQRコード決済サービス又はポイントサービス（以下「連携サービス」という。）のアプリに対し、利便性やコスト、技術力・機能充実度を評価する。補足情報として、資料（パンフレット、ホームページ等）

がある場合は、様式2「評価項目に係る回答書」と併せて提出すること。

なお、都及びGovTech 東京は、ポイント交換レートとして記載された金額以外の費用は、一切負担しない。

(1) 連携アプリ名

ア 東京アプリと連携する連携サービスのアプリ名を明記すること。

また、同一サービスを提供するアプリが複数ある場合は、そのうちの一つのアプリ名のみを提示すること。

イ アにおいて、ポイントサービスのアプリ名を記載した場合は、当該ポイントを決済に利用することができるアプリ名を記載すること。

(2) 連携方法

東京ポイントから連携サービスのポイント又は残高へ変換する際に実現可能な連携方法を具体的に記載すること。

なお、実現可能な方法が複数ある場合は、実現可能な方法ごとに様式2「評価項目に係る回答書」を作成すること。

## 7 評価項目

(1) 都内利用可能店舗数

「6 提出書類記載事項 (1) 連携アプリ名」で記載したアプリを使用して決済することができる東京都内での利用可能店舗数を記載すること。

なお、令和7年12月1日時点の情報を提出すること。

(2) 日本国内での総決済回数

日本国内において、「6 提出書類記載事項 (1) 連携アプリ名」で記載したアプリ内で決済された総決済回数を記載すること。対象期間は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までとする。

なお、決済とは、金銭又はポイントを使用して、商品やサービスの提供を受け、経済取引が完了したことを指す。

(3) カスタマーサポートの充実度

連携サービスについて、利用者が問題や疑問を解決できるカスタマーサポート窓口の種類（メール、チャット、電話等）の数を記載すること。

(4) ポイント交換レート

東京ポイント（100pt）から交換できる連携サービスのポイント数又は残高を整数で記載すること。都及びGovTech 東京は、東京ポイントから連携サービスのポイント又は残高への交換に当たって、交換する東京ポイント分の原資を負担するが、その他の費用については負担しない。

なお、連携サービスのポイントは、1ポイント当たり1円以上の価値を持つこと。

(5) 開発、運用・保守における体制

開発時及び運用・保守時の体制をそれぞれ提示すること。

また、障害発生時（アプリ停止時やポイント不整合等）の体制も提示すること。あ

わせて、対応時間(障害等の検知から都及び GovTech 東京への第一報に要する時間)についても記載すること。

(6) 稼働率

令和7年1月1日から令和7年12月31日までにおける自社のスマートフォンアプリ及び自社のサーバアプリケーションの稼働率を記載すること。

稼働率は、 $\{ \text{総稼働時間} / (\text{総稼働時間} + \text{停止時間}) \} \times 100$  とする。

なお、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までとする。

停止時間については、自社のスマートフォンアプリ及び自社のサーバアプリケーションの障害を起因とし、支払サービスの利用ができない状況が発生していた時間とする。

なお、あらかじめ計画されたサービス停止は、除くこととする。

(7) APIのパフォーマンス(スループット)

APIの有無を記載すること。

APIを有する場合は、APIのパフォーマンス(スループット)について、1秒当たり何件のリクエストが処理できるかを記載すること。APIの仕様書がある場合は、添付資料として追加すること。

なお、本項でのAPIは、外部のサービス(アプリケーション等)から接続し、ポイント交換をリアルタイムで実現するための仕組みを意味することに加え、交換したポイントや残高の追加に使用できるコード発行の仕組みも含む。ただし、ファイル連携による非同期連携は、含まない。

(8) 決済機能のパフォーマンス(スループット)

連携サービスにおける決済機能のパフォーマンスについて、1秒当たり何件の決済が処理できるかを記載すること。

(9) アプリ更新回数

連携サービスにおける令和7年1月1日から令和7年12月31日までのアプリ更新回数を記載すること。

(10) 生体認証の有無

アプリを利用する際の生体認証機能(顔や指紋など)による、アプリの不正利用を防ぐための仕組みの有無を記載すること。

(11) 動的QRコードの有無

利用者がQRコードを提示して決済を行う場合に、表示するQRコードが一定時間で生成し直される機能の有無を記載すること。

(12) 決済アプリのセキュリティインシデントの有無

自社のスマートフォンアプリ及び自社のサーバアプリケーションの不具合によって発生した利用者個人情報の漏えいの有無を記載すること。

(13) 特許取得の有無

連携サービスに係る特許取得の有無を記載すること。

なお、特許証の写し、出願番号その他の特許を取得していることが分かる資料を併せて提出すること。

(14) その他

事業推進に当たり、以下の内容を提案すること。

ア ポイント交換機能実装に係る開発体制

イ 都及び GovTech 東京との円滑な連携のための社内サポート体制

ウ 行政とのポイント交換等の事業実績

## 第5 事業者選定及び決定

### 1 候補事業者の選定

応募者からの提案書類により、評価・選定を行う。

「第3 応募者の要件」を満たす事業者のうち、「第4 応募手続 7 評価項目」の各項目に対して評価を行い、各項目の合計点数が高い者から順位付けをする。最大上位2者をポイント交換先となる候補事業者（以下「候補事業者」という。）として選定する。

なお、複数事業者から、決済サービスとして同一のものを利用する提案があった場合、順位が上位の事業者のみを選定するものとする。

また、同一事業者から複数の手法の提案があった場合は、それぞれの手法について評価を行い、順位が上位の手法のみを評価対象とする。

### 2 事業者の決定

都及び GovTech 東京は、候補事業者とポイント交換機能実装に係る諸条件を協議し、両者で合意ができた場合、候補事業者をポイント交換先となる事業者として決定し、本事業に関する協定を締結する。

### 3 注意事項

- (1) 都から追加資料の提出や説明を求められた場合、応募者は、速やかにその対応を行うこと。
- (2) 様式1において誓約した内容に違反する事実が判明した場合又は応募受付後から評価・選定までの間に誓約した内容に違反した場合は、無効又は失格とされても異議を申し立てることはできない。
- (3) 選定結果に関する問合せには、一切応じない。
- (4) 都は、自らの裁量において予告なく本要項に定める手続について、変更し、又は中止することができるものとする。
- (5) 都は、本要項に定める手続の変更又は中止によって生じるいかなる損害、損失又は費用に対し、一切の責任を負わないものとする。

## 第6 その他

### 1 連携テスト等について

東京アプリとの連携に当たっては、GovTech 東京が提供する連携テストのための計画書に沿って、連携テストの実施に協力すること。

## **2 広報について**

東京ポイントを活用したイベントを実施するに当たり、「第4 応募手続 6 提出書類記載事項」に記載のアプリにおいて、当該アプリが有する機能の範囲内での広報における連携を検討している。広報の実施に当たっては、別途、選定された事業者と都が協議の上、行うこととする。

## **3 費用の請求について**

「第4 応募手続 6 提出書類記載事項」に記載のとおり、都及びGovTech 東京は、交換された東京ポイント分の原資を負担する。

なお、東京ポイント（1pt）は、1円の価値を有するものとする。その請求に当たっては、当月分を翌月中に取りまとめの上、運営支援者に対して請求を行うこと。

## **4 調査等への協力**

データ連携等に当たって、障害等が発生した場合において、都、GovTech 東京、運営支援者及びシステム開発・運用保守受託者と協力の上、原因究明に努め、適切に対応すること。

## **第7 今後の流れ（予定）**

令和8年2月上旬に候補事業者へ選定結果の通知及び公表を行う。

通知及び公表後、東京アプリとの連携に向けた調整を開始し、調整完了後に都及びGovTech 東京と協定を締結する。

## **第8 次年度以降の連携について**

事業が次年度以降も予算の範囲内において継続される場合、都、GovTech 東京及び選定された事業者は、その後の実施について、協議を行うこととする。